自動車税・軽自動車税の制度が変更

■問い合わせ

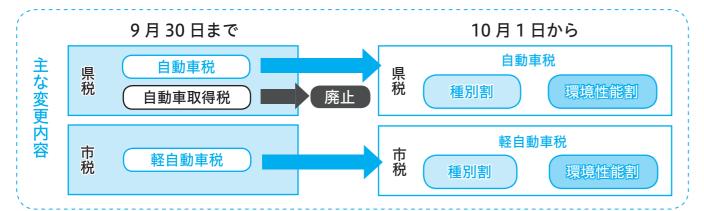
(自動車税) 県嶺南振興局課税課☎ 56・2223 (軽自動車税) 税務課☎ 64・6004

消費税の引き上げに合わせて、自動車税および軽自 動車税の制度が変わります。

自動車取得税が廃止され、自動車税・軽自動車税に、 所有に対する「種別割」と、取得に対する「環境性能割」 が新しく導入されます。

また、10月1日以降に新たに購入した自家用車の 自動車税(種別割)の引き下げ、エコカー減税・グリー ン化特例の特例措置の見直しなども行われます。

今回は、特に大きな変更である、「種別割」および「環 境性能割 についてお知らせします。



「種別割」について

これまでの自動車税または軽自動車税と同様に、車 両の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員 などの区分に応じて、所有者に課される税金で、各年 度の4月1日における所有者に対して課税されます。

また、10月1日以降に新車で購入した自家用自動 車(普通自動車)については、種別割の税率が、右 表の通り引き下げられます。

※9月30日以前に購入した自家用自動車、および 軽自動車の税率は据え置き

排気量	10月1日以降 に新規購入	引き下げ額	9月30日まで に新規購入
1,000cc 以下	2万5,000円	▲4,500円	2万9,500円
1,000cc 超 1,500cc 以下	3万500円	▲4,000円	3万4,500円
1,500cc 超 2,000cc 以下	3万6,000円	▲3,500円	3万9,500円
2,000cc 超 2,500cc 以下	4万3,500円	▲1,500円	4万5,000円
2,500cc 超 3,000cc 以下	5 万円	▲1,000円	5万1,000円

「環境性能割」について

車両の購入時にかかる税金で、エネルギー消費効率(省エネ性能)など、環境に対する負荷や影響の度合いに応 じて課されます。課税額は、車の取得価格に下表の税率をかけた額で、環境に優しい車ほど税率が軽減されます。

車両区分	自家用乗用車		軽自動車			
	令和元年 10月1日から	令和2年 10月1日から	令和元年 10月1日から	令和2年 10月1日から	備考	
電気自動車など	0%	0%	0%	0%	_	
令和 2 年度燃費基準 +20%達成	0%	0%	_	_	平成30年排出ガス基準50%低減ま	
令和 2 年度燃費基準 +10%達成	0%	1%	0%	0%	た は 平 成 17 年 排 出ガス基準 75 % 低	
令和 2 年度燃費基準達成	1%	2%	0%	1%	減達成車(★★★ ★)に限る	
上記以外の車	2%	3%	1%	2%	_	

市の施設の使用料を改定

■問い合わせ 財政課☎ 64・6010

市では、10月1日から消費税率が10%に引き上 げられることに伴い、下表の施設について、電気料 や燃料費など、施設の利用・維持管理に必要な経費 が増加するため、受益者負担の適正化を図ることを 目的に、使用料を改定します。

それぞれの使用料については、使用する設備や時 間、時期などによって異なるため、各施設に事前に 問い合わせてください。

改定後の使用料の基本的なイメージ

【現在の使用料】に【108分の110】を掛けた額 <具体例>

文化会館(大手町)大会議室を、冷暖房期間外に、 全日(13時間)使用した場合

《改定前》5,300 円→《改定後》5,390 円*

※ 5,300 円 × $\frac{110}{108}$ = 5,398.148…円となり、10 円未満を切り捨て

使用料を改定する施設	問い合わせ・連絡先	使用料を改定する施設	受付・問い合わせ先	
文化会館	同☎ 53・9700	総合福祉センター	社会福祉協議会☎ 56・4033	
働く婦人の家	同☎ 52・7002	若狭霊場	環境衛生課☎ 64・6016	
まちの駅旭座	同☎ 52・2000	クリーンセンター	同☎ 53・5550	
わかさ国府の郷 四季菜館	同☎ 56・0070	リサイクルプラザ	同☎ 59・9000	
勤労福祉会館	商工観光課☎ 53・9705	市民体育館	同☎ 53・0085	
中央公民館	市役所☎ 53・1111 (内線 439)	総合運動場	総合運動場 ☎ 58・0837	
若狭ふれあいセンター	同 吞 53·2010	市営グラウンド(中央・野代)		
交流ターミナルセンター	同☎ 52・9080	野球場	心口, 企到 勿	
久須夜交流センター	同 ☎ 53 · 2724	武道館		
福祉センター	市民福祉課☎ 64・6011	小中学校の体育館・グラウンド	各小中学校	
梅千代会館	環境衛生課☎ 64・6016	市営公園	都市整備課☎ 64・6025	
遠敷交流センター	生涯学習スポーツ課☎ 64・6033	山川登美子記念館	文化課金 64・6034	
小浜コミュニティー会館	ケーブルテレビ若狭小浜☎ 52・7200	町並みと食の館(酔月)	同☎ 52・5246	
サイクリングセンター	商工観光課☎ 64・6020	ふるさと文化財の森センター	文化課☎ 64・6034	
農産物加工施設	JA 若狭 ☎ 56・5017	鵜の瀬公園資料館	商工観光課☎ 64・6020	
水産業活性化拠点施設	農林水産課☎ 64・6024			

上下水道料金の変更

■問い合わせ 上下水道課☎ 64・6029

消費税率の改正に伴い、上下水道の使用 料金などが変更になります。

上水道、公共下水道、簡易水道、農業集 落排水、漁業集落排水の使用料金について、 10月使用分から新税率を適用します。

変更後の 料金の例	使用水量別の料金(10 月から)					
	8㎡以下	10m³	15m³	20m³	25m³	30m³
上水道 (□径13mm)	880円	1,122 円	1,782 円	2,442 円	3,102 円	3,762 円
公共下水道 (一般汚水)	1,485 円	1,837 円	2,854 円	3,872 円	4,889 円	5,907円